

小牧市立味岡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

当該児童と一定の人的関係にある他の児童（同学年、同地区、同学校等）が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、いじめはどの児童にも起こりえるものであり、だれもが被害者にも加害者にも成り得るものである。例えば、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモが机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合でも、いじめとして取り扱う。これらの基本的な考え方を基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けられるよう支援していく。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。生徒指導主任をはじめとする全職員で構成し、定期的に情報を交換することでいじめの兆候を探る。

(1) いじめ防止対策組織の役割

ア 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めに「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策を検討する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学校だよりやホームページで、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果を発信する。

エ いじめに対する措置

- ・ いじめがあった場合、あるいはその疑いがある場合は、事実の把握に努め、問題解決に向けた指導を行うとともに支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、特定の教職員だけで抱え込まず、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

4 具体的な取り組み

(1) いじめ未然防止の取り組み

ア 児童同士のかかわりを大切に、互いに認め合い成長していく学級づくりを進める。

- イ 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- (2) いじめの早期発見の取り組み
- ア 「いじめ発見チェックリスト」や生活アンケート、教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
 - イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ウ 普段から、学校や授業、通学団や部活動などにおける児童の様子についての情報交換を行い、いじめの兆候の発見や情報の共有を図る。
- (3) いじめに対する措置
- ア いじめの発見・通報を受けたら学年主任、生徒指導主任、管理職へ報告し、「いじめ発生時対応フローチャート」に基づいて組織的に対応する。
 - イ いじめられた児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - ウ いじめた児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員や学校カウンセラー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
 - カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童や保護者に対して、適切に情報を提供する。

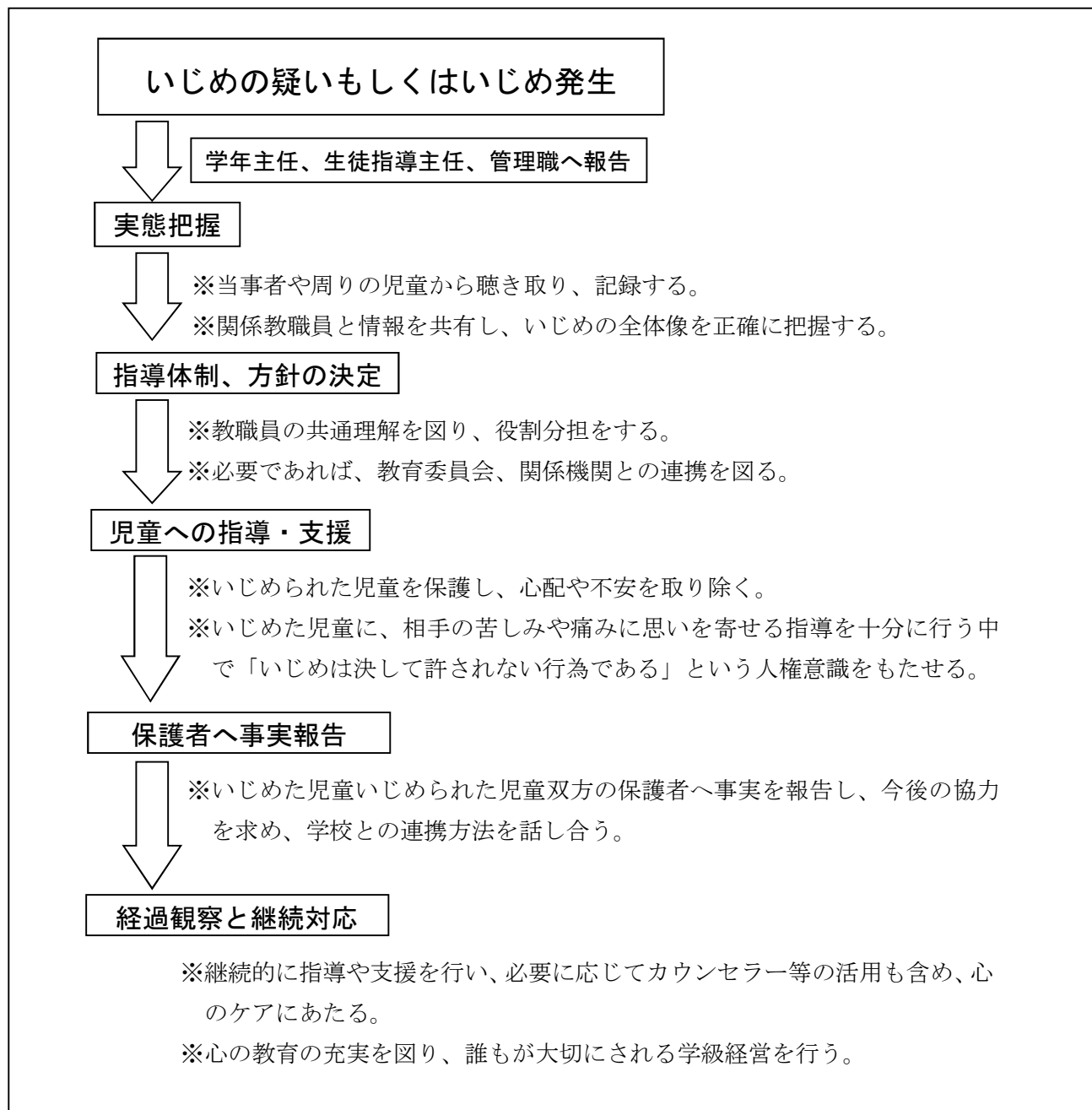
6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会ではじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、いじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) いじめ基本方針は保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【いじめ発生時対応フローチャート】



【重大事態の対応フローチャート】

